

高齢者虐待は早期発見・早期対応が重要です

問合せ 長寿支援課 ☎ 334436

平成18年4月、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が施行されました。高齢者虐待防止法では、

- ① 身体的虐待（殴る、蹴るなどの暴行を加えること）
 - ② 介護・世話の放棄・放任（オムツ交換をしない、食事を与えないなど介護を怠ること）
 - ③ 心理的虐待（高齢者への著しい暴言、拒否的な態度）
 - ④ 性的虐待（高齢者にわいせつな行為をすること）
 - ⑤ 経済的虐待（本人の同意なしに年金や預金を使用すること）
- これら5つを虐待と規定しています。

高齢者虐待のサイン

- 身体に不自然な傷やあざがある。
- 高齢者から「家にいたくない」との訴えがある。
- 髪や爪が伸びていて、汚れている。
- 高齢者への家族の接し方が乱暴だと感じる。
- 部屋の中に衣類やオムツ、ゴミなどが散乱している。
- 必要な治療、サービスを受けていない様子がある。
- 家の中から怒っているような声が聞こえる。
- 高齢者本人から「年金を取り上げられた」という訴えがある。

名 称	対象エリア	電話番号
第1 地域包括支援センター（ふるさと）	鏡・東陽・泉	53 - 2601
第2 地域包括支援センター（やまびこ）	龍峯・太田郷・千丁・昭和	30 - 8071
第3 地域包括支援センター（だいち）	松高・八千把	45 - 5568
第4 地域包括支援センター（しおかぜ）	麦島・代陽・八代・郡築	37 - 3337
第5 地域包括支援センター（くまがわ）	植柳・高田・金剛・宮地	35 - 1111
第6 地域包括支援センター（おれんじ）	日奈久・二見・坂本	38 - 3373

高齢者虐待かも？と思ったら

長寿支援課または八代市地域包括支援センター（左

表）に連絡ください。また、成年後見制度、消費者被害、認知症などについても気軽に相談ください。



依存症とこころの健康

やめたくてもやめられない、依存症と思ったらまずは専門機関に相談ください

依存症とは

アルコールやギャンブル、SNSなど、特定の何かに対して「やめたくても、やめられない」状態になることを依存症といいます。

アルコールなどによって得られる快楽が繰り返されると、脳がその刺激になれてしまい、より強い刺激を求めるようになり、自分ではコントロールができなくなってしまう。

依存症はこころや体に悪影響を及ぼします

- 睡眠や食事がおろそかになり、生活リズムが崩れ、健康を害する
- 仕事や学校を休みがちになる
- お金を使いすぎる、隠れて借金をする
- 嘘をつくなどして、家族との関係が悪くなるなど

依存症と思ったら

依存症は誰でも陥る可能性のある病気です。しかし適切な治療をしないと、量や頻度がだんだんと増えていつてしまします。早めに治療や支援につながることで、依存症を予防し、また回復への大事

な一歩です。本人や家族だけで抱えこまずに、勇気を持って早めに専門機関に相談しましょう。

（相談窓口）

- ・ 熊本県精神保健福祉センター
☎ 096（386） 1166
（平日の午前9時～午後4時）
- ・ こころの健康相談・精神保健相談
市民カレンダー（P16～17）に掲載



令和元年度 ここ3の健康づくり講演会

と き 10月1日（火） 午後7時～8時30分
ところ やつしろハーモニーホール
演 題 さまざまな依存症について
講 師 阿部 恭久 医師（八代更生病院）
参加費 無料
申込み 不要



※同講演会は「健康づくり応援ポイント事業」の対象です。

問合せ
鏡保健センター
☎ 52-5277